

原議保存期間	10年(令和17年3月31日まで)
有効期間	一種(令和17年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁乙官発第6号
令和6年4月1日
警察庁次長

警察庁物品管理取扱細則第5条ただし書の規定に基づく指定等について(依命通達)
警察庁物品管理取扱細則(昭和40年警察庁訓令第13号。以下「細則」という。)第5条
ただし書、第7条第2項、第10条、第13条ただし書及び第40条第4項の規定に基づく警察
庁長官の指定等については、「警察庁物品管理取扱細則第5条ただし書の規定に基づく指
定等について(依命通達)」(平成23年4月1日付け警察庁乙官発第6号。以下「旧通達」
という。)に基づき実施してきたところであるが、この度、細則第5条ただし書の規定に
より指定する分類換についてその一部を見直し、下記のとおり実施することとしたので、
事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

命により通達する。

記

- 1 細則第5条ただし書に規定する別に指定する分類換は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 同一の分類内における細分類間の分類換
 - (2) 庁用品である備品の分類換
 - (3) 庁用品である消耗品のうち、当該年度を通じ、前年度末における現在高の範囲内で
する分類換
 - (4) 図書その他の資料の分類換
 - (5) 合同庁舎の維持管理に必要な物品の分類換
 - (6) 各省各庁から返還の条件を付されて管理換を受けた物品の分類換
- 2 部局長は、細則第7条第2項の申請をしようとするときは、物品管理官等設置申請書
(様式第1)によるものとする。
- 3 物品管理官は、細則第10条の計画を定めようとするときは、次の各号に掲げるところ
によるものとする。
 - (1) 物品管理計画は、次に掲げる物品で、新たに取得し、又は処分しようとするもの
について、毎四半期開始後速やかに定めること。
 - ア 取得価格(取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合には、見積価格)
が50万円以上の車両、機械及び器具
 - イ 取得価格(当該取得価格と時価額とに著しい差がある場合、取得価格がない場合

又は取得価格が明らかでない場合には、見積価格）が300万円以上の美術品（皇室固有の伝来品、皇室用品として管理している美術品、王室等からの寄贈品、評価することが寄贈者の意向に反することが明らかな寄贈品、図書館資料並びに国会議員の肖像画及び胸像を除く。）

ウ 部局長が指定する物品

- (2) 前号の計画は、物品管理計画表（様式第2）によること。
 - (3) 調達計画、事業計画、製造計画等で、物品の管理に関する計画を内容に含むものがある場合には、これらの計画に係る計画書を前号に規定する物品管理計画表とみなすことができる。
- 4 細則第13条ただし書に規定する別に指定する管理換は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 部局の内部及び部局の間における管理換
 - (2) 合同庁舎の維持管理に必要な物品の管理換
 - (3) 各省各庁との間における管理換で返還の条件を付されたもの
- 5 物品管理官は、細則第40条第4項の報告をしようとするときは、物品亡失（損傷）報告書（様式第3）によるものとする。

様式第 1

物品管理官等設置申請書

官 署 名	
委任、代理又は分掌させる職員の官職及び氏名	
委任、代理又は分掌を必要とする理由	
委任、代理又は分掌を必要とする事務の範囲	
期 間	
その他参考事項	

備考 この用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第3

物品亡失（損傷）報告書

1	部 局 等 名						
2	物品管理官の官職氏名						
	及び任命年月日			任命	年	月 日	
3	物品供用官又は監督責任者の官職氏名						
4	使用職員の所属及び官職氏名						
5	不正行為者の氏名						
6	亡失（損傷）の日時			年	月	日 時	
7	亡失（損傷）の場所						
8	分類Ⅱ		品目		数量	帳簿価格	損害額
	細分類		規格				
9	亡失（損傷）の原因となった事実の詳細						
10	平素における管理の状況						
11	物品管理職員又は使用職員に対する弁償命令の有無及びその理由						
12	国に対する損害補てんの状況						
13	物品管理職員又は使用職員等に対する懲戒処分等の状況						
14	物品の損傷及び人身傷害の状況						
15	その他参考事項						

- 備考 1 8項の「帳簿価格」欄は、亡失（損傷）物品が帳簿価格50万円以上の車両、機械若しくは器具又は300万円以上の美術品である場合に限り記載すること。
- 2 9項以下について、本欄により難しいときは、別紙としてもよい。
- 3 この用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とする。